

◆一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2に掲げる施設

番号	一般粉じん発生施設		規模
	用途	施設の名称	
1	—	コークス炉	原料処理能力が 50t/日以上であること。
2	—	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が 1,000m ² 以上であること。
3	鉱物、土石又はセメント用	ベルトコンベア バケツコンベア 〔密閉式のもの を除く。〕	次のいずれかに該当するもの ・ベルトの幅が 75cm 以上であること。 ・バケツの内容積が 0.03m ³ 以上であること。
4	鉱物、岩石又はセメント用	破碎機 摩砕機 〔湿式のもの及び密閉式 のものを除く。〕	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	鉱物、岩石又はセメント用	ふるい 〔湿式のもの及び密閉式 のものを除く。〕	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。